

平成22年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その1)

区 分	件 名	概 要																	
<p>予算 (1件) 総務部</p>	<p>【1】平成21年度三重県一般会計補正予算(第12号)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">} 議案 1 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	1 件	} 議案 1 件	条 例	- 件	その 他	- 件	報 告	- 件	認 定	- 件	提 出	- 件		計	1 件	
予 算	1 件	} 議案 1 件																	
条 例	- 件																		
その 他	- 件																		
報 告	- 件																		
認 定	- 件																		
提 出	- 件																		
計	1 件																		

平成22年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その2)

区 分	件 名	概 要																				
予算 (17件) 総務部	【1】平成22年度三重県一般会計予算 【2】平成22年度三重県県債管理特別会計予算 【3】平成22年度三重県交通災害共済事業特別会計予算 【4】平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 【5】平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計予算 【6】平成22年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算 【7】平成22年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 【8】平成22年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 【9】平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 【10】平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 【11】平成22年度三重県港湾整備事業特別会計予算 【12】平成22年度三重県流域下水道事業特別会計予算 【13】平成22年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 【14】平成22年度三重県水道事業会計予算 【15】平成22年度三重県工業用水道事業会計予算 【16】平成22年度三重県電気事業会計予算 【17】平成22年度三重県病院事業会計予算	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>17件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 51件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>認定出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>75件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	17件	}	議案 51件	条 例 案	19件	その他議案	15件	報告	24件	認定出	- 件	提 出	- 件			計	75件		
予 算	17件	}	議案 51件																			
条 例 案	19件																					
その他議案	15件																					
報告	24件																					
認定出	- 件																					
提 出	- 件																					
計	75件																					

区 分	件 名	概 要
条例案 (19件) 農水商工部	【18】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成22年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容) 農地法に基づく農地転用の許可等の事務のうち、国又は都道府県が行う特定の転用に係る協議等の事務を処理することとする市町に伊勢市などを加える。 その他規定を整備する。
参 考 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。		
総務部	【19】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案	平成22年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成22年4月1日から施行) (主な改正内容) 職員定数の改正 知事の事務部局 現行4,500人 改正後4,390人 増減 110人 教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関 現行307人 改正後279人 増減 28人 監査委員の事務部局 現行24人 改正後23人 増減 1人 企業庁 現行269人 改正後261人 増減 8人
総務部	【20】 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	県の財政状況を考慮し、知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間の延長の改正を行うものである。 (平成22年4月1日から施行) (主な改正内容) ・ 知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間を平成23年3月31日(現行 平成22年3月31日)まで延長する。
<参 考> 改正理由 平成17年度から5年間、知事、副知事等及び管理職員については、給与の特例的な減額を実施しているが、県の財政状況は依然として厳しいことから、引き続き1年間(平成22年度)、同様の取組を継続することによるものである。		

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【21】 三重県特別会計条例及び三重県債管理基金条例の一部を改正する条例案</p> <p><参 考> 特別会計の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計（借換債を含む。）に係る県債の元利償還金の支出を行う。 ・満期一括償還県債の償還に備えるため、償還財源を県債管理基金に積み立てる。 ・借換債の発行及び元利償還金の支出を行う。 	<p>市場公募債の導入にかんがみ、公債費に関する経理の適正を図るため、関係条例の規定を整備するものである。 （平成22年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県債管理特別会計を新たに設置するとともに、市場公募債発行に伴う県債管理基金の積立てに係る規定を加える。
健康福祉部	<p>【22】 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考</p> <p>緊急雇用創出事業臨時特例基金の概要</p> <p>緊急雇用創出事業臨時交付金は離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出し及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援することを目的として平成20年度に各都道府県に交付されたものである。 この交付金をもって、平成20年度に緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成している。</p>	<p>緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的となる事業の追加に伴い、規定を整備するものである。 （公布の日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の設置の目的に求職者に対する住宅の確保等の必要な支援を行うための事業を追加する。
県土整備部 環境森林部	<p>【23】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考</p> <p>建築士法関係</p> <p>建築士法の改正により、指定登録法人制度が導入され、国においては中央指定登録機関に一級建築士登録等事務を行わせ、あわせて一級建築士免許証の様式を顔写真入りの携帯型免許証に変更したことを受け、県が所管する二級・木造建築士免許証についても一級建築士免許と同様の仕様により交付を行うこととするため、一級建築士免許証の交付手数料と同額の手数料を設定する。</p> <p>また、県が行ってきた建築士・事務所登録等事務について、指定登録法人制度を利用し、指定法人に行わせるとともに、事務手数料を同法人へ納付させる。</p> <p>土壌汚染対策法関係</p> <p>土壌汚染対策法の改正により、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、その汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないことになった。</p>	<p>建築士法の一部改正等にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 （平成22年4月1日（一部公布の日）から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>建築士法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二級建築士又は木造建築士免許手数料の額の改正等 手数料の収納機関の追加 <p>土壌汚染対策法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌処理業許可更新申請手数料等の追加 <p>その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要												
総務部	<p>【24】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方税法 (個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等) 第46条 (略) 2 市町村長は、毎年6月30日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、毎年5月31日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。 3～5 (略) (個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例) 第48条 第46条第2項の規定によつて市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について1年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。 2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、同項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金とあわせて徴収し、又は滞納処分をすることができる。 3～8 (略)</p>	<p>個人の県民税及び市町村民税に関する事務の変更に伴い、知事の権限の委任について改正を行うものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法に定められた知事の権限のうち県税事務所長に委任するものから、同法第48条第1項及び第2項に規定する個人の県民税及び市町村民税に関する事務(三重県紀州県税事務所が所管する課税地に係るものを除く。)を除く。 												
健康福祉部	<p>【25】 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>改正理由 県内に助産師を確保するため、助産師養成施設在学学生修学資金制度等における返還免除に関する規定を整備する。 また、各看護職員関係修学資金制度における返還免除の取扱いの均衡を図るため、各制度における免除に必要なとされる従事期間を統一する。 《従事期間》</p>	<p>県内に看護職員を確保するため、修学資金の免除に関する規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>助産師養成施設在学学生修学資金制度等を整備することに伴い、返還免除に関する規定を改正する。 看護職員の修学資金の返還免除に関する業務従事期間を貸与を受けた期間に相当する期間に1年を加えた期間とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(改正前)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(改正案)</td> </tr> <tr> <td>看護系大学在学学生修学資金制度</td> <td style="text-align: center;">貸与期間+1年</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">貸与期間+1年</td> </tr> <tr> <td>看護師等養成施設在学学生修学資金制度</td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> <tr> <td>助産師養成施設在学学生修学資金制度(拡充)</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </table>		(改正前)		(改正案)	看護系大学在学学生修学資金制度	貸与期間+1年	}	貸与期間+1年	看護師等養成施設在学学生修学資金制度	5年	助産師養成施設在学学生修学資金制度(拡充)	"
	(改正前)		(改正案)											
看護系大学在学学生修学資金制度	貸与期間+1年	}	貸与期間+1年											
看護師等養成施設在学学生修学資金制度	5年													
助産師養成施設在学学生修学資金制度(拡充)	"													

区 分	件 名	概 要																												
環境森林部	<p>【26】 三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>土壌汚染対策法の一部改正にかんがみ、土壌及び地下水汚染に関する規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 土壌汚染対策に係る専門委員への意見の聴取に汚染土壌処理業の許可等に係る施設の構造及び処理能力に関することを加える。 その他規定を整備する。</p>																												
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>土壌汚染対策法 土壌汚染対策法の改正(平成21年4月)の主な概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充(都道府県知事による土壌汚染の調査命令等) ・規制対象区域の分類等による構ずべき措置の内容の明確化等(都道府県知事の要措置区域の指定等) ・搬出土壌の適正処理の確保(搬出土壌の処理業についての許可制度の新設等) 																														
教育委員会	<p>【27】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>【28】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成22年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 公立学校職員定数の改正</p> <table border="1" data-bbox="734 1182 1420 1411"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,751人</td> <td>3,751人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,083人</td> <td>1,092人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,261人</td> <td>7,179人</td> <td>82人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,892人</td> <td>3,901人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,987人</td> <td>15,923人</td> <td>64人</td> </tr> </tbody> </table> <p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立尾鷲高等学校長島分校を廃止するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・三重県立尾鷲高等学校長島分校に係る規定を削る。</p>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,751人	3,751人	0人	特別支援学校	1,083人	1,092人	9人	市町立学校	小学校	7,261人	7,179人	82人	中学校	3,892人	3,901人	9人	合計		15,987人	15,923人	64人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,751人	3,751人	0人																										
	特別支援学校	1,083人	1,092人	9人																										
市町立学校	小学校	7,261人	7,179人	82人																										
	中学校	3,892人	3,901人	9人																										
合計		15,987人	15,923人	64人																										

区 分	件 名	概 要
生活・文化部	<p>【29】 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県総合文化センターの円滑な管理運営を図るため、利用料金に係る規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所の利用料金について、売店に係る規定を削る。
<p>参 考</p> <p>売店に係る利用料金の算定については、「その他の場所(1平方メートル当たり)」の規定を適用することにより、面積が増減した場合でも円滑に利用料金を徴収できるようにする。</p>		
企業庁	<p>【30】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>伊賀水道用水供給事業を伊賀市水道事業へ一元化することに伴い規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県水道事業のうち伊賀水道に係る規定を削る。
<p>参 考</p> <p>地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、地方公営企業法第4条の規定により条例で定めなければならないとされている。</p> <p>地方公営企業法 第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p>		
病院事業庁	<p>【31】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立志摩病院の管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な規定を整備するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>県立志摩病院を病院事業の管理者が指定した指定管理者の管理とする旨の規定を整備する。</p> <p>指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等に係る規定を整備する。</p> <p>その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要																								
企業庁	<p>【32】 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>水道事業の円滑な維持運営を図るため基本料金等の料率を改定するとともに、伊賀水道用水供給事業を伊賀市水道事業へ一元化することに伴い規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の基本料金等の料率を改める。 伊賀水道用水供給事業に係る規定を削る。</p>																								
	<p>参 考</p> <p>地方公営企業の料金のうち地方自治法第225条の使用料に該当する料金に関する事項は、同法第228条第1項の規定により条例で定めなければならないとされている。</p> <p>地方自治法 第225条 普通地方公共団体は、(中略)公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(後略)</p>																									
病院事業庁	<p>【33】 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立病院において助産師及び看護師を確保するため、修学資金の返還免除に関する規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 県外出身の県内看護系大学在学生在を修学資金の貸与の対象者とすることに伴い、返還免除の規定を整備する。 返還免除となる必要勤務期間を修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間とする。</p>																								
警察本部	<p>【34】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p>	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・警察官の定員を改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>112人</td> <td>112人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>232人</td> <td>232人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡查部長</td> <td>1,746人</td> <td>1,753人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>巡查</td> <td>913人</td> <td>917人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,003人</td> <td>3,014人</td> <td>11人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	112人	112人	0人	警部	232人	232人	0人	警部補及び巡查部長	1,746人	1,753人	7人	巡查	913人	917人	4人	合 計	3,003人	3,014人	11人
	現行	改正後	増減																							
警視	112人	112人	0人																							
警部	232人	232人	0人																							
警部補及び巡查部長	1,746人	1,753人	7人																							
巡查	913人	917人	4人																							
合 計	3,003人	3,014人	11人																							

区 分	件 名	概 要
生活・文化部	【35】 まつり博記念地域活性化基金条例を廃止する条例案	まつり博記念地域活性化基金の目的を達し、基金の全部を処分することに伴い、基金条例を廃止するものである。 (平成22年4月1日から施行)
	参 考 まつり博記念地域活性化基金の概要 まつり博記念地域活性化基金は、平成6年度に開催された世界祝祭博覧会を記念して、地域のより一層の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため設置したものである。	
総務部	【36】 三重県農村地域における県税の特例に関する条例を廃止する条例案	農村地域工業等導入促進法に基づく地方税の減収補てん措置の終了にかんがみ、県税の特例措置を定めた条例について廃止を行うものである。 (公布の日から施行)
	<参 考> 1 条例の概要 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区において、一定の工業等設備を新設し、又は増設した者について、不動産取得税、事業税(3年)又は県固定資産税(3年)の課税を免除する県税の特例を定めるものである。 2 課税免除となる要件 地区に関する要件 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区であって、面積が2ヘクタール以上あり、かつ、基準日の属する年度前3箇年度の財政力指数の平均が0.4(面積が20ヘクタール以上の場合は0.6)未満の市町区域内にあること。 設備に関する要件 設備の新設又は増設について、取得価額の合計が3,000万円を超えており、工業等導入地区に係る実施計画が策定された日から33年の間に、かつ、平成21年12月31日までに行われていること。 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業にあっては、設備を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が15人を超えること。 3 減収補てん措置の内容 課税免除価額の75%が、地方交付税により措置される。	
その他議案 (15件) 総務部	【37】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 平成22年4月1日 【契約金額】 14,725,200円を上限とする額 【契約の相手方】 水野信勝：公認会計士

区 分	件 名	概 要
総務部	【 3 8 】 全国自治宝くじ事務協議会 規約の一部変更について	全国自治宝くじ事務協議会に相模原市が加入することについて、全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第301号）の一部を変更するものである。 （平成22年4月1日から施行）
環境森林部	【 3 9 】 林道関係建設事業に対する 市町の負担について	平成22年度において県の行う林道関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	【 4 0 】 県営農水産関係建設事業に 対する市町の負担について	平成22年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【 4 1 】 土木関係建設事業に対する 市町の負担について	平成22年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	【 4 2 】 国営御浜土地改良事業に係 る償還に対する町の負担の 変更について	昭和50年度から平成3年度までに農林水産省が行った国営御浜土地改良事業は、御浜町（以下「町」という。）内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであった。 これにより、県は町にその利益を受ける限度に応じ、経費の一部の負担を求めるものとして、平成4年第1回三重県議会定例会で負担額の議決を行った。 今回、町が平成22年度に行う繰上償還で利子負担額が軽減されることにより負担額総額が変更となるため、議決の内容を変更するものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【43】 工事請負契約について	<p>一般地方道四日市鈴鹿線(鈴鹿橋)橋梁整備(橋梁上部工)工事</p> <p>場所 鈴鹿市高岡町地内～一ノ宮町地内</p> <p>契約金額 630,000,000 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 松阪市大津町1607番地4 宇野ブリッジ株式会社 代表取締役社長 宇野 恭生</p> <p>工事の概要 橋梁上部工 L=245.4m</p>
	【44】 工事請負契約について	<p>北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター系水処理・送風機(機械)設備工事</p> <p>場所 四日市市楠町北五味塚地内</p> <p>契約金額 690,900,000 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目21番4号 三菱化工機株式会社名古屋支店 支店長 伊藤 克己</p> <p>工事の概要 水処理・送風機機械設備 一式</p>
	【45】 工事請負契約について	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター1系3池水処理・ブロウ・砂ろ過(機械)設備工事</p> <p>場所 伊勢市大湊町地内</p> <p>契約金額 594,300,000 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 愛知県名古屋市長久区瑞穂区須田町2番56号 メタウォーター株式会社営業本部中日本営業部 部長 岩田 浩史</p> <p>工事の概要 水処理・ブロウ・砂ろ過機械設備 一式</p>
	【46】 工事請負契約について	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)宮川幹線(第12工区)管渠工事</p> <p>場所 度会郡玉城町佐田地内～勝田地内</p> <p>契約金額 885,832,500 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 津市西丸之内21番19号 熊谷・西邦・山野特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社熊谷組三重営業所 所長 押田 哲男</p> <p>工事の概要 施工延長 1,525m シールド工 1,521m (セグメント外径 1,800mm) 人孔工 5基 立坑工 5箇所</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	【47】 工事請負契約について	<p>鳥羽警察署庁舎棟建築工事</p> <p>場所 鳥羽市松尾町字篠本74番4</p> <p>契約金額 540,750,000円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 四日市市鷺の森一丁目3番23号 ナカジマビル8階</p> <p>鴻池・石吉特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組 三重営業所 所長 松澤 慶郎</p> <p>工事の概要 庁舎棟RC造(一部S造)3階建 延べ2939.18m²</p>
県土整備部	【48】 工事請負契約の変更について	<p>主要地方道紀宝川瀬線地方道路交付金(桐原トンネル(仮称))工事</p> <p>場所 南牟婁郡紀宝町阪松原地内～桐原地内</p> <p>契約金額 変更前 769,650,000円 変更後 751,419,900円</p> <p>契約方法 随意契約</p> <p>請負者住所氏名 津市大倉19-1 日本土建・日本土木工業特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也</p> <p>工事の概要 トンネル工 L=258m 道路工 L=222m</p>
	【49】 有料道路の事業変更に関する同意について	<p>三重県道路公社が次のとおり伊勢二見鳥羽有料道路の事業を変更することについては、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第16条第1項の規定により同意するものとする。</p> <p>事業名 伊勢二見鳥羽有料道路</p> <p>変更内容 有料道路における身体障害者割引措置の変更に伴う料金事項の変更等</p>

区 分	件 名	概 要
出納局	【50】 訴えの提起(和解を含む。)について	三重県が単価契約しているトナー・カートリッジ(NEC PC-3460C)について、契約の相手方が模造品を納入していたことにより、損害を被ったため、支出証拠書類が保存されている平成16年4月1日以降に購入した21,871,353円(未払金額を除く)について、相手方に損害賠償等を求める訴訟である。
	参 考 1. 相手方住所氏名 伊賀市桐ヶ丘5丁目309 株式会社ステップ・クオリティ 代表取締役 亀山 幸二 2. 事件名 トナー・カートリッジ購入に係る損害賠償請求事件 3. 事件の内容 三重県が単価契約しているトナー・カートリッジ(NEC PC-3460C)について、契約の相手方が模造品を納入していたことにより、損害を被ったため、支出証拠書類が保存されている平成16年4月1日以降に購入した21,871,353円(未払金額を除く)について、相手方に損害賠償等を求める訴訟である。 4. 請求の要旨 三重県が相手方に対して、損害賠償を求める。	
総務部	【51】 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 (平成22年3月31日で事務受託を廃止する団体) 北勢公設地方卸売市場組合
報告 (24件) 県土整備部	【52】 専決処分の報告について(訴えの提起(和解を含む。)について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
政策部	【53】 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	平成21年7月29日伊勢市上地町地内の市道において発生した伊勢県民センター(県民防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 110,735円
	【54】 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	平成21年9月8日伊賀市伊勢路地内の国道165号において発生した政策部(交通政策室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 397,946円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	【 5 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 9 月 1 6 日津市久居明神町地内の主要地方道久居河芸線において発生した鈴鹿保健福祉事務所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 289,853 円
環境森林部	【 5 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日四日市市山之一色町地内の市道において発生した環境森林部(廃棄物監視・指導室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 85,180 円
農水商工部	【 5 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 8 月 1 2 日志摩市志摩町和具地内の国道 2 6 0 号において発生した水産研究所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 142,940 円
	【 5 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 9 月 1 8 日松阪市高町地内の市道において発生した中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 59,674 円
県土整備部	【 5 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 5 月 2 6 日伊賀市四十九町地内の市道において発生した伊賀建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 746,030 円
	【 6 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日尾鷲市坂場西町地内の駐車場において発生した県土整備部(高速道推進東紀州プロジェクト)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 46,342 円
	【 6 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日松阪市大石町地内の国道 1 6 6 号において発生した松阪建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,310 円

区 分	件 名	概 要
警察本部	【 6 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 5 月 9 日いなべ市大安町石樽東地内の県道四日 市菰野大安線において発生した機動捜査隊に係る自動車によ る公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 668,779円
	【 6 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 6 月 6 日津市大園町地内の市道において発生し た津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 78,000円
	【 6 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 7 月 1 3 日愛知県豊橋市つつじが丘三丁目地内 の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による 公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 256,728円
	【 6 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 7 月 1 7 日松阪市大黒田町地内の市道において 発生した大台警察署に係る自動車による公務上の事故に関し て損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,000円
	【 6 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 9 月 1 1 日鳥羽市松尾町地内の県道鳥羽磯部線 において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事 故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,000円
	【 6 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 9 月 1 8 日伊賀市西明寺地内の駐車場において 発生した捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関し て損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 124,950円
	【 6 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 0 月 2 日志摩市磯部町恵利原地内の県道伊勢 磯部線において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務 上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 63,776円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【 6 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 1 年 8 月 1 7 日津市白山町福田山地内の県道松阪青山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 135,514 円</p>
	<p>【 7 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 1 年 9 月 9 日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 588,406 円</p>
	<p>【 7 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 1 年 9 月 2 3 日熊野市神川町地内の国道 1 6 9 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 99,855 円</p>
	<p>【 7 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 1 年 1 0 月 7 日伊勢市楠部町地内の県道鳥羽松阪線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 176,557 円</p>
	<p>【 7 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日松阪市光町地内の県道松阪嬉野線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,335 円</p>
	<p>【 7 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日度会郡南伊勢町船越地内の国道 2 6 0 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 96,600 円</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【75】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】千本松原取水所改良工事(二期) 【履行場所】三重県桑名市長島町松之木地内 【契約金額】変更前 1,005,900,000円 変更後 1,038,480,450円 【契約方法】随意契約(変更契約) 【契約の相手方の住所及び氏名】 変更前 愛知県名古屋市 中村区角割町五丁目7番地の2 大豊・天元特定建設工事共同企業体 代表者 大豊建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 日置 正紀 変更後 愛知県名古屋市 中村区角割町五丁目7番地の2 大豊・天元特定建設工事共同企業体 代表者 大豊建設株式会社名古屋支店 支店長 光田 輝夫</p> <p>【変更契約締結の年月日】 平成22年1月29日 【契約期間】変更前 平成18年9月19日から 平成23年3月25日まで 変更後 平成18年9月19日から 平成24年3月26日まで</p>